

～ 広報活動や租税教育、税務相談などにより納税者サービスを充実 ～

国税の多くは、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。この申告納税制度が適正に機能するためには、納税者に高い納税意識を持っていただくとともに、法律に定められた納税義務を自発的かつ適正に履行していただくことが必要です。

このため、国税庁では、税理士会や関係民間団体などと連携・協調を図り、租税の意義・役割や税法の知識等についての広報活動や租税教育、法令の解釈や取扱い・手続等の明確化、受付窓口の一本化、税務相談、確定申告における利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っています。

1 情報提供等

～ 様々な広報活動を実施 ～

国税庁では、納税者の申告・納税等に役立つ情報を提供しています。

具体的には、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)を中心に、テレビ、新聞などのマスメディア、税務署や市区町村に設置したパンフレットなどの各種広報媒体や各種の説明会を通じて、租税の意義や役割、税の仕組みなどの様々な情報を提供しています(平成30年度アクセス件数3億3,283万件)。

また、税に関する一般的な質問・相談について、電話などで回答するほか、一般的な税法の解釈・取扱いについて国税庁ホームページなどを通じて情報提供しています。さらに、実際の取引に係る税法上の取扱いが不明な場合には、事前照会に応じています。

税を考える週間

国税庁では、日頃から国民の皆様には租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解して、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間を「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

こうした取組を通じて、国民の皆様には国民生活と税の関わりを理解していただくことは、申告納税制度の維持・発展に不可欠と考えています。

(1) ホームページによる情報提供

～ 国税庁ホームページは利便性に配慮 ～

国税庁ホームページでは、誰でも必要な情報に容易にアクセスできるよう、案内メニューを集約したシンプルなレイアウトにするなど、分かりやすい情報提供に努めるとともに、文字拡大・音声読み上げ機能をはじめ、高齢者や視覚に障害のある方の利便性にも配慮しています。

また、閲覧端末の画面サイズに合わせて、自動的に表示を調整する機能(レスポンシブWebデザイン)により、スマートフォンやタブレットからも快適にご覧いただけます。

なお、携帯電話からは、国税庁ホームページ携帯等版(<https://www.nta.go.jp/m>)をご覧ください。

国税庁ホームページの概要

※ 掲載画像は令和元年5月現在のものです。



1 サイト内検索

国税庁ホームページ全体からキーワードで情報を検索する機能

2 文字拡大・音声読み上げ

高齢者や視覚に障害のある方のためのサポート機能

3 グローバルナビゲーション

各種情報への入口となる案内表示

4 緊急のお知らせ

災害関連情報などの緊急性の高い情報を表示

5 新着情報

新規に掲載した情報を内容ごとに一覧で表示

6 月間アクセスランキング

アクセス件数の多いページをランキング形式で表示

7 分野別メニュー

アクセス件数の多いページへの入口を分野別に表示

8 税務署を検索

郵便番号又は住所から管轄の税務署を調べる機能

9 SNS等

国税庁が行う情報発信ツールを集約して表示

10 バナー

時節に応じて発信するコンテンツをバナー形式で表示

11 サイトマップ

国税庁ホームページ全体の構成を一覧で表示

国税庁について

納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

適正・公平な課税・徴収

権利救済

酒類行政

税理士業務の適正な運営の確保

政策評価の実施

資料編

※ 国税庁ホームページ以外にも、Twitterの国税庁公式アカウント(@NTA_Japan)で、国税庁の新着情報や報道発表などの情報を発信しているほか、動画共有サイトYouTubeの「国税庁動画チャンネル」でも、国税庁の取組(各国税局や税務署における広報活動を含む。)や申告手続をサポートする情報などの動画を配信しています。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(2) 租税教育

～ 租税教育の充実に向け、環境整備や支援を実施 ～

国税庁では、国の基本となる租税の意義や役割が正しく理解され、学校教育の中で租税教育の充実が図られるよう、環境整備や支援を行っています。

具体的には、租税教育推進関係省庁等協議会(国税庁、総務省、文部科学省などで構成)において効果的な支援策を検討するとともに、各都道府県などに設置された租税教育推進協議会(国税局・税務署、地方公共団体、教育関係者などで構成)を中心に、広く税理士会、関係民間団体等の協力を得て、学校からの要請に基づく租税教室等への講師派遣や作文募集などを行っています。

また、学習指導要領の改正、主権者教育の重要性の高まりなど、租税教育を取り巻く環境の変化を踏まえ、教育関係者等のニーズを的確に把握した上で、関係機関と連携を図り、児童・生徒等が主体的・対話的に考察し、深い学びが実現できるよう、授業・教材づくりに努めています。なお、児童・生徒等が自ら租税の意義や役割を学習できるよう国税庁ホームページに「税の学習コーナー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/>)を設けています。

このほか、東京上野税務署内の租税教育用の施設「タックス☆スペースUENO」では、「税務署見学」や「体験学習」などを実施しています。詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/education/taiken/01.htm>)をご覧ください。



タックス☆スペースUENOの風景

税の学習コーナートップページ(令和元年5月現在)

■ 租税教室等への講師派遣状況

	平成29年度	平成30年度
職員	9,075人	9,203人
職員以外	31,788人	34,133人
合計	40,863人	43,336人

※ 大学、専修学校に対する講師派遣を含んでいます。

■ 税の作文の応募編数

	平成29年度	平成30年度
高校生	218,208編	219,163編
中学生	616,072編	593,795編

租税史料室による税知識の普及活動

税務大学校の租税史料室では、日本の税に関する貴重な歴史的資料を収集・管理するとともに、1年を通じて数多くの所蔵史料を公開し、租税史研究に携わる専門家のみならず、小学生から社会人まで広く一般の方々にもご利用いただいています。

詳しくは、国税庁ホームページの税務大学校租税史料コーナー (<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/sozei/index.htm>) をご覧ください。



租税史料室

(3) 講演会

～ 納税意識の向上に向けた税の啓発活動 ～

申告納税制度の下、自らが租税の役割や申告納税制度の意義、納税者の権利・義務を正しく理解し主体的に考えることによる納税に対する納得感の醸成に向けた、納税意識の向上を図ることを目的として、国税局や税務署による主に大学生や社会人を対象とした講演会を開催しています。

■ 講演会の開催回数

	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	1,690 回	1,993 回

(4) 説明会

～ 情報提供を行うための様々な説明会を開催 ～

税に関する手続や税制改正などについて、納税者に理解を深めていただくため、確定申告に関する各種説明会、年末調整説明会、改正税法に関する説明会、新設法人のための説明会など、様々な説明会を開催しています。

■ 各種説明会の開催回数・参加人員

	平成 28 事務年度	平成 29 事務年度
開催回数	23,058 回	25,939 回
参加人員	1,062 千人	1,105 千人

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(5) 事前照会

～ 納税者の予測可能性を向上 ～

税務署などにおいては、納税者が実際に行う取引等に関して税務上の取扱いが明らかでない事項について、取引前又は申告前の照会(事前照会)に応じ回答しています。このうち、文書回答の求めがあった場合で一定の要件を満たすものについては、文書による回答を行い、その照会・回答内容を国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/01.htm>) において公表しています。

また、文書回答のほか、事前照会に対する回答のうち、他の納税者の参考となるものについても、質疑応答事例として国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/01.htm>)に掲載しています。

■ 文書回答手続による事前照会の受付件数

	平成 29 年度	平成 30 年度
受付件数	133 件	133 件

■ 質疑応答事例のホームページへの掲載件数

	平成 29 年度末	平成 30 年度末
掲載件数	1,928 件	1,953 件

(6) 税務相談

～ 一般的な税務相談は電話相談センターで集中的に対応 ～

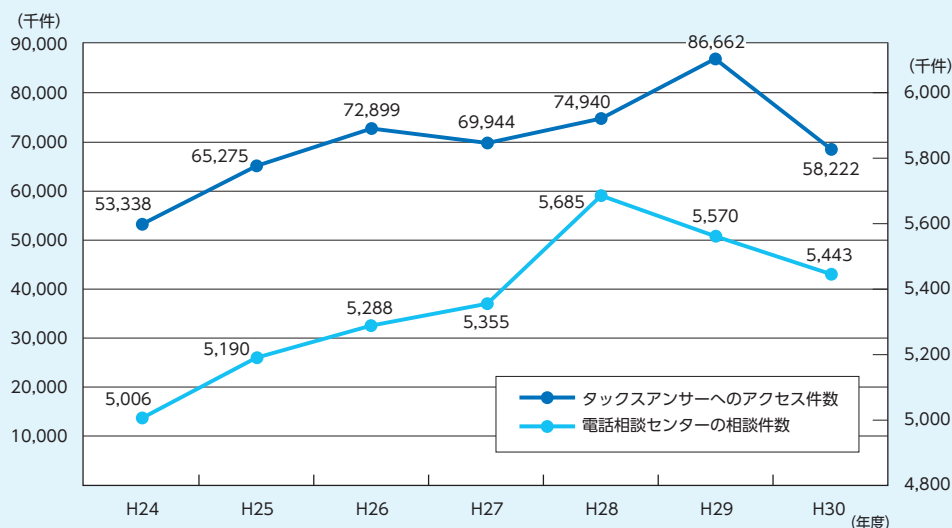
国税に関する一般的な質問・相談は、国税局ごとに電話相談センターで集中的に受け付けています。東京、名古屋、大阪の各国税局の電話相談センターでは、英語での税務相談も対応可能です。

また、国税庁ホームページでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>) にて情報提供を行っています(携帯等版でも提供しています。)



電話相談センター

■ 電話相談センターの相談件数及びタックスアンサーへのアクセス件数



～ 個別・具体的な税務相談は事前予約の上、税務署で対応 ～

具体的に書類や事実関係を確認するなど、面接による相談が必要な場合には、所轄税務署において事前に予約を受け付けることにより、税務署における待ち時間の解消を図るなど、相談内容に応じた効果的・効率的な運営に努めています。

被災した納税者等への対応

平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた地域のうち対象地域について、国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じました。

その後、各地域の被災後の状況などを踏まえ、順次、期限延長措置を終了しましたが、申告・納付等をすることが困難な方については、申請により、更なる期限延長を行うこととし、被害を受けられた方の個々の実情を踏まえながら、丁寧な対応に努めています。

また、先の東日本大震災により避難されている方が最寄りの税務署で適切に相談できる体制を整備するなど、災害により被害を受けられた方への対応に当たっては、引き続き、被害を受けられた方の状況や心情に十分配慮し、制度の周知や照会、相談等の対応に努めています。

災害により被害を受けた場合の主な制度等

- 申告や納付などの期限を延長したり、納税を一定期間猶予することができます。
- 所得税の予定納税や源泉徴収の段階でも、減額又は徴収猶予を受けることができます。
- 住宅や家財などに損害を受けた場合は、所得税法の雑損控除又は災害減免法の税金の軽減免税により所得税を軽減することができます。

災害に関する税制上の措置等の周知

災害により被害を受けられた方の税制上の措置(手続)等については、災害発生後速やかに、国税庁ホームページやTwitter等を通じて周知・広報を行っています。

なお、手続の詳細やその他の災害に関する税制上の措置については、国税庁ホームページの「災害関連情報」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/index.htm>)をご覧ください。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

▶ 本文へ ▶ English ▶ 文字拡大・読み上げ ▶ 利用者別に調べる ▶ サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙▶ 刊行物等▶ 法令等▶ お知らせ▶ 国税庁等について▶

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 災害関連情報

災害関連情報

災害により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
このページは、災害に関する申告・納付等に係る手続や個別の災害関連情報を掲載しております。
ご覧になりたい項目をクリックすると、該当の箇所に移動します。

最新のお知らせ 災害により被害を受けたとき 個別の災害に関するお知らせ

最新のお知らせ

- ▶ 平成30年北海道胆振東部地震に関するお知らせ(平成30年12月12日)
- ▶ 平成30年7月豪雨に関するお知らせ(平成30年10月26日)
- ▶ 平成30年台風第21号により被害を受けられた皆様方へ(平成30年9月6日)

税の情報・手続・用紙

- ▶ 税について調べる
 - ・ 所得税(確定申告書等作成コーナー)
 - ・ タックスアンサー(よくある税の質問)
 - ・ 税の相談
 - ・ 税目別情報
 - ・ 路線価図・評価倍率表
 - ・ 災害関連情報
 - ・ 国際税務関係情報
 - ・ 税についての上手な調べ方
- ▶ 申告手続・用紙
- ▶ 納税・納税証明書手続
- ▶ 税理士に関する情報
- ▶ お酒に関する情報

災害関連情報(令和元年5月現在)

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

2 e-Tax（国税電子申告・納税システム）

～ e-Taxの普及・添付書類も含めた電子化に向け、各種施策を強力に推進 ～

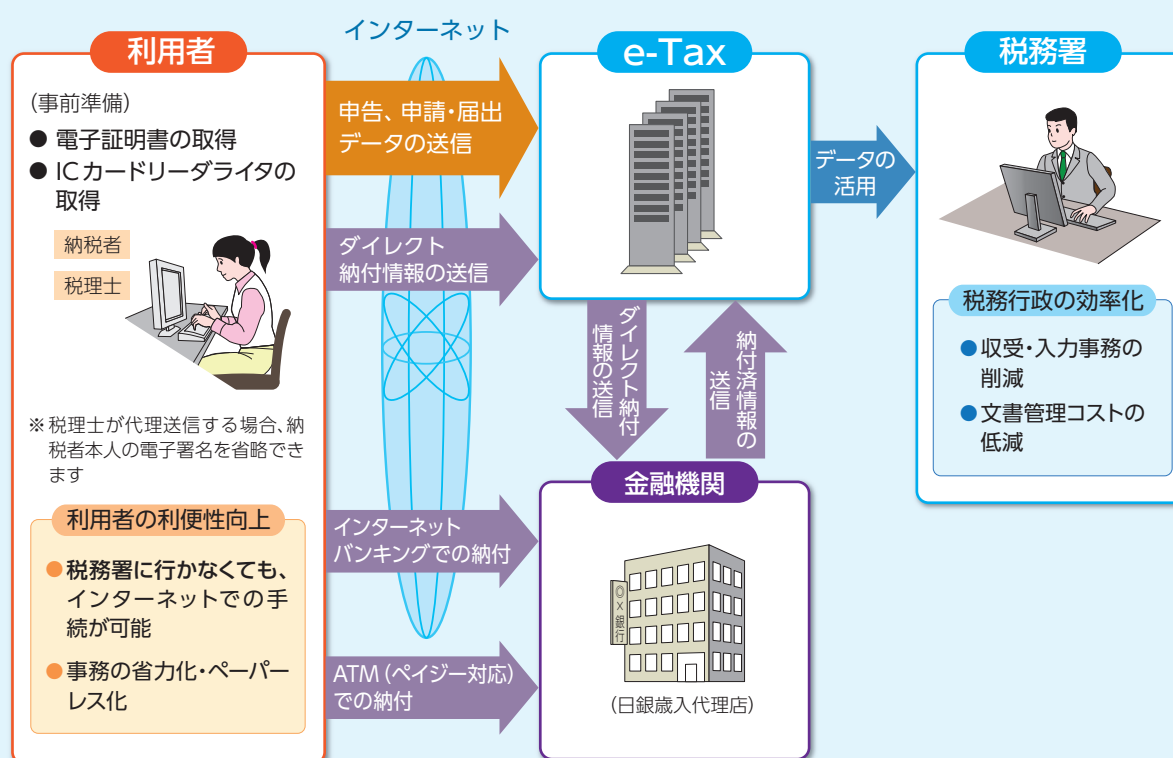
e-Taxは、所得税、法人税、消費税、贈与税、印紙税、酒税などの申告や法定調書の提出、青色申告の承認申請などの各種手続を税務署に出向くことなく、インターネットを通じて行うことができます。税金の納付も、ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー（Pay-easy）¹対応のATMを利用して行うことができます。

納税者や税理士は、e-Taxに対応した税務・会計ソフトを利用すれば、会計処理や申告などのデータ作成から提出までの一連の作業を電子的に行うことができるので、①事務の省力化や②ペーパーレス化につながります。

国税当局にとっても、窓口・郵送での申告書收受事務やデータ入力事務の削減、文書管理コストの低減などの効果が期待され、税務行政の効率化が図られると考えています。

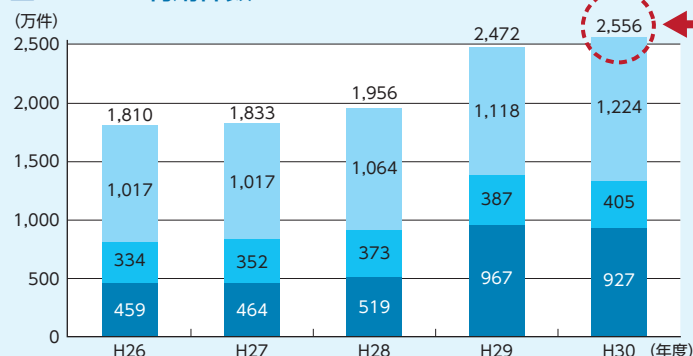
このため、国税庁では、経済社会のデジタル化が一段と進展する中、納税者が簡便・正確に手続を行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、e-Taxの一層の普及・添付書類も含めた電子化に努めることとしています。

■ e-Taxの概要



¹ 「ペイジー（Pay-easy）」とは、税金や公共料金、各種料金などの支払を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATMから支払うことができるサービスです。

■ e-Taxの利用件数



e-Taxの利用件数は着実に増加

※1 所得税申告及び消費税申告(個人)の2手続をいいます。

※2 法人税申告、消費税申告(法人)、酒税申告及び印紙税申告の4手続をいいます。

※3 給与所得の源泉徴収票等(及び同合計表)(6手続)、利子等の支払調書(及び同合計表)、納税証明書の交付請求及び電子申告・納税等開始(変更等)届出の9手続をいいます。

コラム2 e-Taxの利便性向上を図ります

国税庁では、e-Taxの更なる利便性の向上を図るため、次の施策の導入・準備を行っています。

1 個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化【平成31年1月実施】

(1) マイナンバーカードによるe-Tax利用(マイナンバーカード方式)

マイナンバーカードを用いてマイナポータル¹経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、より簡単にe-Taxの利用ができるようになりました。

(2) ID及びパスワードによるe-Tax利用(ID・パスワード方式)

マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方については、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて発行されたe-Tax用のID・パスワードのみで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができるようになりました。

(3) スマートフォン対応

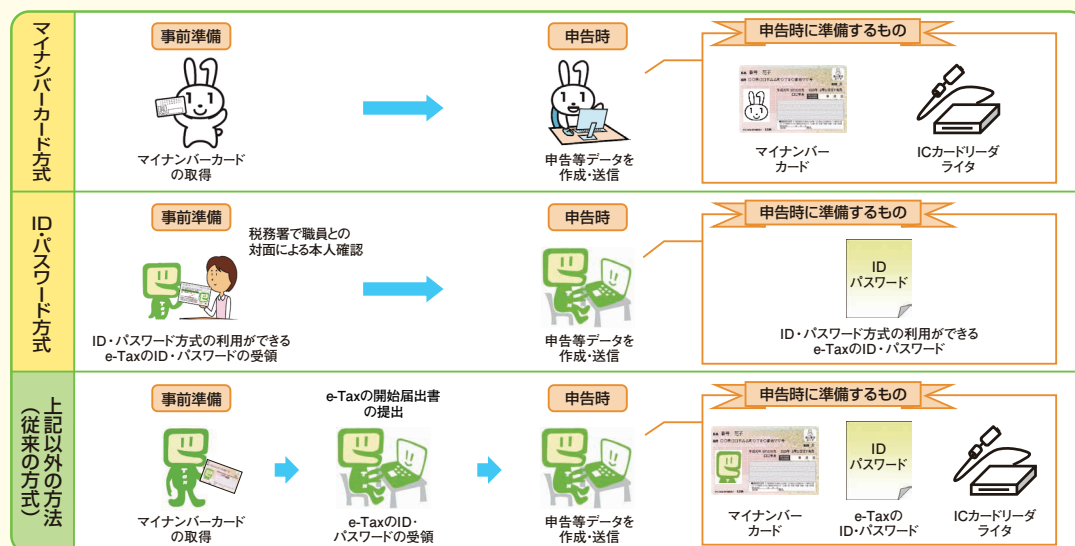
年末調整済の給与所得者の方で、医療費控除や寄附金控除の適用を受ける方について、確定申告書等作成コーナーで、スマートフォンなどに最適化された専用の画面を利用して所得税の確定申告書が作成できるようになりました。

作成した申告書は、ID・パスワード方式によりe-Tax送信ができます。また、令和2年1月以降、ID・パスワード方式に加えて、マイナンバーカード方式によるe-Tax送信を可能とする予定です(※)。

(※) マイナンバーカード対応のスマートフォンに限りです。マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービスポータルサイト」(<https://www.jpki.go.jp>)をご確認ください。

なお、スマートフォン専用画面については、ご利用いただける対象を給与が複数ある方や公的年金などの雑所得がある方などに拡大する予定です。

～ 平成31年1月以降の個人納税者に係るe-Tax利用のイメージ ～



1 マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのことです。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

2 法人納税者のe-Tax利用の利便性向上

法人納税者に対しては、「大法人の電子申告義務化」(コラム3参照)に併せて、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めます。

(1) 提出情報のスリム化【平成30年4月実施】

確定申告書に添付することとされている土地収用に関する証明書などの第三者作成書類について、添付することに代えて保存することにより制度の適用を認めることになりました。

(2) データ形式の柔軟化【令和元年5月以降順次実施】

別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書及び財務諸表について、CSV形式による提出を可能とします。

(3) 提出方法の拡充【令和2年4月実施予定】

光ディスクによる添付書類の提出を可能とします。

(4) 提出先の一元化(ワンスオンリー化)【令和2年4月実施予定】

法人税申告においてe-Taxにより財務諸表が提出された場合には、国税・地方税当局間の情報連携により法人事業税の申告における財務諸表の提出を不要とします。

(5) 認証手続の簡便化【平成30年4月実施】

e-Taxを利用して申告手続を行う際、法人の代表者から委任を受けた者(法人の役員及び職員に限ります。)の電子署名及び電子証明書を送信する場合には、代表者の電子署名などの送信が不要となりました。

※各項目の詳細は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 e-Tax受付時間の更なる拡大【平成31年1月実施】

e-Tax受付時間について、確定申告時期は全日24時間とし、確定申告時期以外は平日24時間とするとともに、毎月最終土曜日及び翌日の日曜日も受付を実施するなど、更なる拡大を実施しました。

4 e-Taxの送信容量の拡大【平成31年1月実施】

e-Taxの送信容量について、送信1回当たり、申告書については現状の2倍(20MB)、添付書類については現状の約5倍(8MB)に拡大しました。

5 相続税申告手続のe-Tax対応【令和元年10月以降実施予定】

相続税申告書について、e-Taxでの提出を可能とします。

6 電子的控除証明書などを活用した申告手続の簡素化【平成30年1月以降実施】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを改修し、所得税の生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除及び医療費控除の適用を受ける場合に、確定申告書をe-Taxにより提出する際、保険会社から提供された控除証明書などの電子データを添付書類として確定申告書データとともに送信することが可能となりました。

コラム3 大法人はe-Taxによる申告が必要となります

経済社会のICT化などを踏まえ、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を推進する観点から、令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、資本金又は出資金の額が1億円超などの要件に該当する大法人(内国法人に限ります。)の確定申告書については、勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、電子的に提出することが義務付けられました。

なお、申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備も併せて行います(大法人以外の法人の皆様も利用可能です。)

■ 制度の概要

1 対象税目・手続

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 大法人とは

- 事業年度開始時における資本金又は出資金の額が1億円超の法人
- 相互会社、投資法人、特定目的会社、国及び地方公共団体

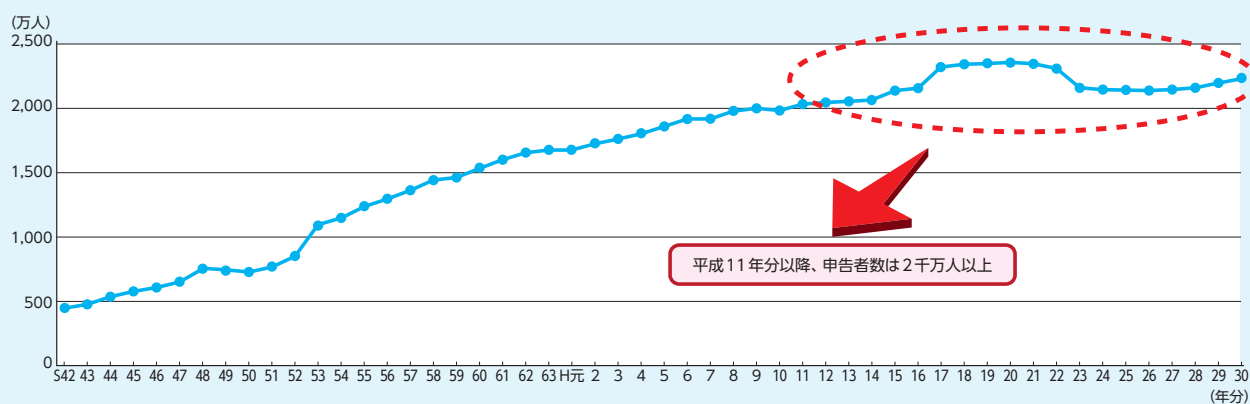
※ 具体的な内容は、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/hojin/gimuka/index.htm>)をご覧ください。

3 確定申告

～ 所得税の申告者数は2,222万人。半数以上は還付申告 ～

確定申告は、納税者が1年間の所得と税額を計算し、申告・納税を行う手続です。申告義務がある方のほか、多額の医療費の支払があったことなどにより、税が還付となる方なども確定申告を行っています。平成30年分の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」という。）の確定申告を行った方は2,222万人に上り、国民の6人に1人が確定申告を行っていることとなります。そのうち、還付申告者は、1,306万人を超え、半数以上を占めています。

■ 所得税の申告者数の推移



納税者の多様なニーズに対応するために様々なサービスを提供
→ 簡単・便利な申告手続の実現に向けた取組を実践

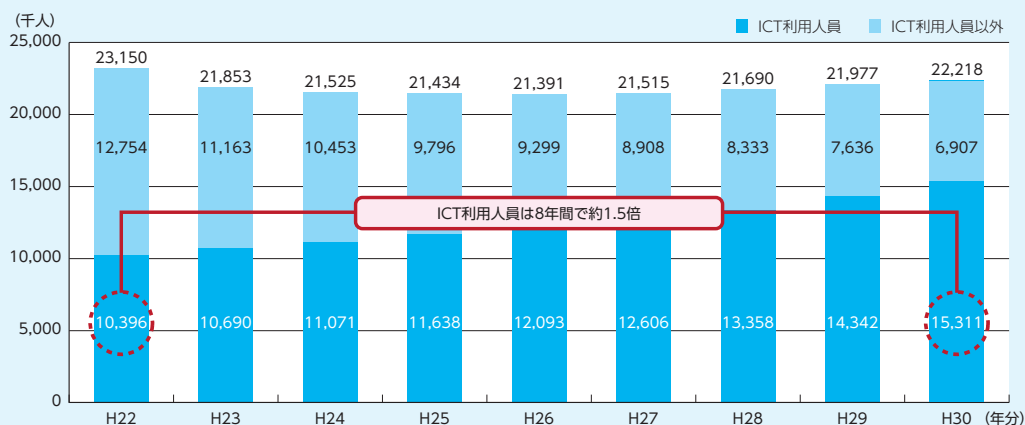
(1) ICTを利用した申告の推進

～ 確定申告書等作成コーナーとe-Taxの提供 ～

国税庁では、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やe-TaxといったICTを利用したご自宅等からの申告を推進しています。

※ 税務署の相談会場においても、「確定申告書等作成コーナー」が利用できるパソコンを使って申告書の作成やe-Taxでの送信をしていただくことにより、ICTを利用した申告の利便性を実感していただいています。

■ ICTを利用した所得税申告書の提出人員



Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

～「確定申告書等作成コーナー」の利用者は年々増加～

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すると、所得金額や税額が自動計算され、所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを正確に作成することができます。

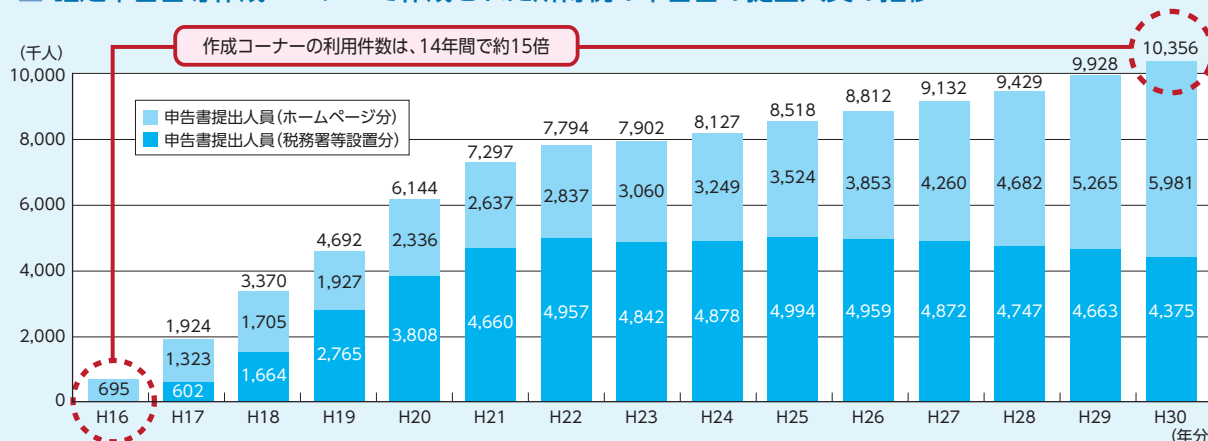
また、作成した申告データはそのままe-Taxを利用して送信することができるほか、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

平成30年分の確定申告期においては、当コーナーで作成された所得税等の申告書の提出人員は、相談会場に設置されたパソコンで作成されたものを含めて1,036万件と、全提出人員の約47%を占めています。

なお、当コーナーで作成された1,036万件のうち、約37万件がスマートフォンで作成されています。

当コーナーが更に使いやすいものとなるよう、引き続き、利用者からの要望に基づいた改善を行い、より多くの納税者に利用していただけるようにしていきます。

■ 確定申告書等作成コーナーで作成された所得税の申告書の提出人員の推移



※ 翌年3月末日までに提出された計数です。

税務署等設置分の「確定申告書等作成コーナー」は、平成16年分から開始しましたが、その申告書提出人員は未把握です。

平成15年分以前の申告書提出人員は未把握です。

平成19年分以後の年分の申告書提出人員はe-Taxを利用した件数を含みます。

(2) 多様な納税者ニーズへの対応

～ 確定申告期間中における日曜開庁の実施 ～

「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、確定申告期間中の日曜日に2回、一部の税務署や署外の合同会場において申告書の受付や申告相談などを実施しています。

平成30年分の確定申告期においては、平成31年2月24日と3月3日に実施し、29万件の所得税の確定申告書の提出がありました。

地方公共団体との協力

納税者利便の向上や行政事務の効率化を図るため、国と地方公共団体との間で緊密な連携を図っています。例えば、制度面においては、所得税の申告をした場合、地方税である個人事業税や個人住民税の申告は必要ありません。

さらに、執行面においては、所得税申告書等の相互データ提供を行うなど、積極的にICT化を推進することにより、国及び地方公共団体の行政事務の効率化とコスト削減に努めています。

4 納付手段の多様化

～ 納付手段の多様化により納税者利便を向上 ～

現金に納付書を添えて金融機関又は税務署の窓口で納付する方法の他に、ダイレクト納付、インターネットバンキングなどを利用した電子納税、クレジットカード納付といったキャッシュレスにより納付する方法やコンビニ納付といった多様な納付手段を導入しています。また、平成31年1月からはQRコードを利用したコンビニ納付を利用可能とするなど、納税者サービスの向上を図っています。

さらに、所得税や個人事業者の消費税については、預貯金口座からの振替納税も利用できます。

ダイレクト納付（国税ダイレクト方式電子納税）

ダイレクト納付は、あらかじめ預貯金口座の情報を記載した利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告した後、簡単な操作で預貯金口座からの振替により納付できる手続です。

ダイレクト納付に対応した金融機関の預貯金口座でなければ利用できないため、国税庁では、未対応の金融機関に対して対応を要請するなど、利用拡大に向けた取組を行っており、平成31年3月末現在、425の金融機関で利用可能となっています。

インターネットバンキングなどを利用した電子納税

ペイジー（Pay-easy）に対応した金融機関のインターネットバンキングや、ATMを利用した電子納税が可能です。インターネットバンキングなどを利用した電子納税を行うためには、あらかじめe-Taxの利用開始届出書の提出が必要です。

クレジットカード納付

クレジットカード納付は、パソコンやスマートフォン等からインターネットを利用して、専用のWeb画面（国税クレジットカードお支払サイト）において、必要な情報を入力することにより、納付できる手続です。

クレジットカード納付で納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。

なお、クレジットカード納付は、納付税額に応じた決済手数料を納税者に負担いただくこととなります（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。

コンビニ納付

ご自宅等で納付に必要な情報をQRコードとして出力し、コンビニエンスストアのキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることで、レジでの納付ができます。

また、所得税の予定納税など、確定した税額を期限前に納税者に通知する場合等に所轄の国税局・税務署が発行するバーコード付納付書でも納付ができます。

なお、コンビニ納付で納付可能な金額は30万円以下となります。

（注）「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

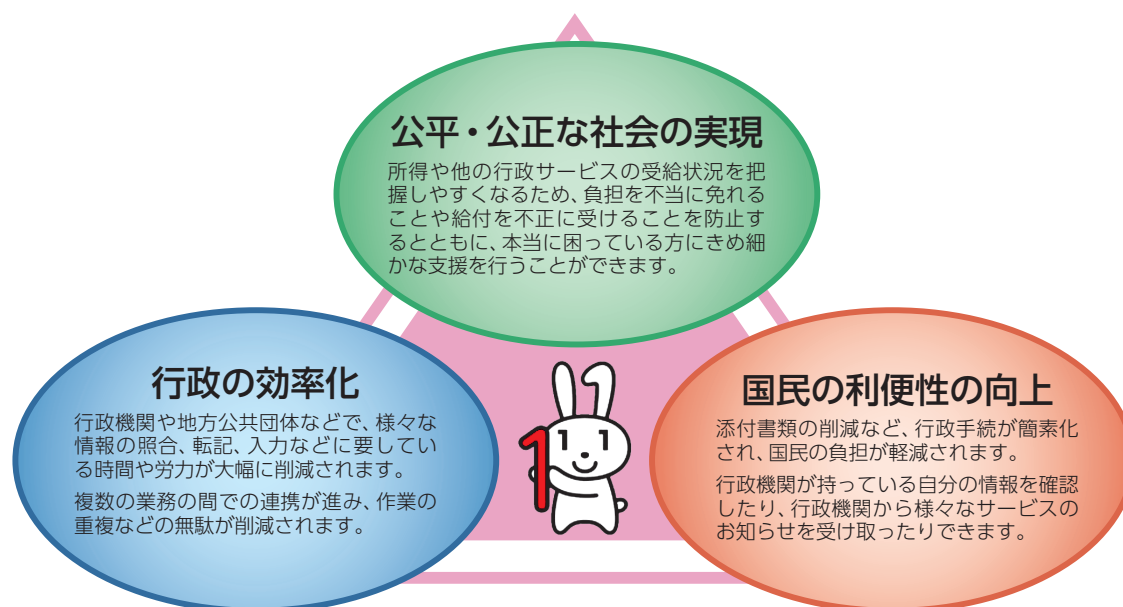
Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

5 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)への取組

(1) マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の導入に伴い、国税庁は法人番号の付番機関になるとともに、マイナンバー(個人番号)及び法人番号の利活用機関となっています。



(出典：内閣府ホームページ(<https://www.cao.go.jp/bangouseido/seido/index.html>))

イ マイナンバー(個人番号)

マイナンバーは、住民票を有する全ての方が持つ12桁の番号です。

マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法律や自治体の条例で定められた手続に限定されています。

ロ 法人番号

法人番号は、株式会社などの法人等が持つ13桁の番号です。

法人番号はマイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能とされています。

(2) マイナンバー及び法人番号の利活用機関としての対応

～ 国税分野での利用 ～

税務署等に提出する申告書や法定調書などには、提出の都度、マイナンバーや法人番号を記載します。

マイナンバーの提供を受ける際には、なりすましを防ぐため、マイナンバー法に基づき厳格な本人確認が求められます。国税分野における本人確認については、具体的な手続を国税庁告示で定めています。

～ 納税者利便の向上 ～

マイナンバー制度の導入を契機として、平成28年分以降の住宅ローン控除などの申告手続きにおける住民票の写しの添付が不要となったほか、所得税・消費税・贈与税の申告をe-Taxで送信された皆さまには、平成31年1月から、各行政機関の情報が一元的に閲覧可能なマイナポータル¹の「お知らせ」に、e-Taxのメッセージボックスの情報などを格納しています。

また、マイナポータルを通じて一括入手した控除証明書などのデータを確定申告書等作成コーナーに取り込み、自動入力することによって、より簡便に申告ができる仕組みの構築に向けて関係先機関と連携して検討を進めています。^(※)

※ 国税庁において開発を進めている「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年末調整手続において、従業員が保険会社などから電磁的に交付された控除証明書などを用いて簡便・正確に控除申告書を作成し雇用者に電磁的に提出することを支援するソフトウェア)についても、同様の仕組みが利用できるよう検討を進めています。

～ 所得把握の適正化・効率化 ～

国税分野では、申告書、法定調書などの書類に番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えています。

～ 周知・広報の実施 ～

国税庁では、マイナンバー制度の定着のため、国税庁ホームページにマイナンバー制度についての特設サイトを設けてFAQなどを掲載しているほか、関係民間団体や業界団体などに対する説明会などの実施、関係府省と連携して新聞やインターネット広告などを通じた広報を行うなど、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報やお問合せ

- 内閣府「社会保障・税番号制度」ホームページ
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>
- マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178 (無料)**
平日9時30分～20時(土日祝日17時30分)(年末年始を除きます。)
※紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。

国税に関する社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度の最新情報

- 国税庁「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」ホームページ
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>
- 国税庁「国税庁法人番号公表サイト」ホームページ
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>
- 法人番号の指定、通知書の発送及び国税庁法人番号公表サイトの操作方法に関するお問合せ
国税庁法人番号管理室 **0120-053-161 (無料)**
平日8時45分～18時(土日祝日・年末年始を除きます。)

¹ マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に合わせて新たに構築された国民一人ひとりがアクセスできるポータルサイトのことです。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

(3) 法人番号の付番機関としての対応

～ 法人番号の付番業務 ～

国税庁は、①株式会社などの設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④これら以外の法人又は人格のない社団等のうち給与支払事務所等の開設届出書などを提出することとされている団体に対して、法務省から提供される登記情報又は税務署に提出された届出書などに基づいて法人番号を指定し、通知しています。

また、法人番号の指定を受けた法人等の基本3情報（(i) 商号又は名称、(ii) 本店又は主たる事務所の所在地及び (iii) 法人番号）を、「国税庁法人番号公表サイト」(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)において公表しています。

※ 上記①～④以外の法人又は人格のない社団等であっても、一定の要件に当てはまれば、国税庁長官に届け出ることで番号指定を受けることが可能です。

～ 法人番号の利活用推進 ～

法人番号は、利用範囲に制限がなく、社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されることが重要であるため、関係府省と連携を図り、国・地方の各行政機関や民間団体に対して、制度説明や利活用の働きかけに取り組んでいます。

～ 国税庁法人番号公表サイトの利便性向上に向けた取組 ～

国税庁法人番号公表サイトでは、「法人番号」「商号又は名称」「所在地」などから、法人等の基本3情報を検索することができるほか、利用者が法人番号などの情報を利活用しやすいよう、データのダウンロード機能やWeb-API¹ 機能を提供しています。

平成30年4月からは、デジタル化・ネットワーク化が進展している中、法人が活用しやすくなるよう、商号又は名称のフリガナの公表を開始しました。

また、平成30年度には、提供データの信頼性向上のため、登記上の本店所在地が区画整理などで既に廃止されており、現在では存在しない住所表記となっていることが確認できた法人を検索対象から除外する機能などを追加しました。

～ 法人番号の国際的な利活用推進に向けた取組 ～

イ 国際標準規格に基づく発番機関登録

国税庁を発番機関として、国連及び国際標準化機構 (ISO) に登録し、「発番機関コード」を取得しています。

発番機関コードと法人番号を組み合わせることにより、国際的な流通（電子商取引など）においても唯一無二性をもつ無償の企業コードとして、法人番号を利用することができます。

ロ 国税庁法人番号公表サイト（英語版）の開設

経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/>)を開設し、公表を希望する法人からの申込みに基づき、名称及び所在地の英語表記を公表しています。

¹ Web-API (Application Programming Interface) とは、利用者が構築しているシステムからインターネットを経由して、簡単なリクエストを送信することで、指定した条件に合致する情報を取得するためのシステム間連携インターフェースをいいます。

6 手続オンライン化・業務改革(BPR)¹の推進

～ デジタル・ガバメントの実現に向けて ～

税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、業務が複雑・困難化するなど大きく変化しています。

こうした状況の下、ITを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築し、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる社会を実現することを目指す「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成30年6月閣議決定)などを踏まえ、国税総合管理(KSK)システムやe-Taxなどの情報システムについて、令和3年度を目途に運用コストの3割削減に向けた取組を着実に進めていきます。

また、同計画の重点分野の一つである電子行政分野を深掘りし、詳細化した「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月デジタル・ガバメント閣僚会議決定)などの各種計画を踏まえ、添付書類を含めた各税務手続のオンライン化や添付書類の撤廃を含めた業務改革(BPR)を徹底するとともに、「企業が行う従業員の社会保険・税手続」や「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化等²についても、政府全体の取組方針に沿って関係府省の一つとしてその実現に向けた具体的な検討を進めていきます。

システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっているため、そのシステムに障害が発生した場合には、国民に多大な影響を与え、税務行政に対する信頼を損なうことにもなりかねません。このため、システム機器の定期的な更新を実施するなど、システムの安定的な運用を図っています。

また、大量の納税者情報を保有・蓄積しているため、職員は職務上必要な情報しか利用できない仕組みにするとともに、納税者情報を取り扱う職員のパソコンをインターネットから物理的に分離するほか、セキュリティ監査を定期的に行うなど、不正利用や漏えいの防止には細心の注意を払っています。

なお、e-Tax及びKSKシステムのデータを保有するコンピュータセンターについては、国際的標準規格に準拠した、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)³を構築し、平成19年にISMS適合性評価制度に基づく認証(ISO/IEC27001・JISQ27001⁴に基づく認証)を取得し、以降は定期的に更新しています。

1 「業務改革(BPR)」とは、既存の組織やビジネスルールを抜本的に見直し、プロセスの視点で職務、業務フロー、管理機構、情報システムを再設計することです。なお、「BPR」とは、Business Process Reengineeringの略です。

2 「企業が行う従業員の社会保険・税手続」のオンライン・ワンストップ化とは、マイナポータルを通じて、これまで行政機関ごとに提出が必要だった従業員の採用、退職等のライフイベントに伴う企業(雇用主)が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化を図る取組です。将来的には、企業がクラウドサービスを活用して行政機関に対する各種情報の提出を可能とする仕組みの構築を目指すこととされています。
「法人設立手続」のオンライン・ワンストップ化とは、法人設立の際に利用者が、マイナポータルを活用して、これまで行政機関ごとに提出が必要だった各種手続をオンライン・ワンストップで完了できるサービスの実現を目指す取組のことです。

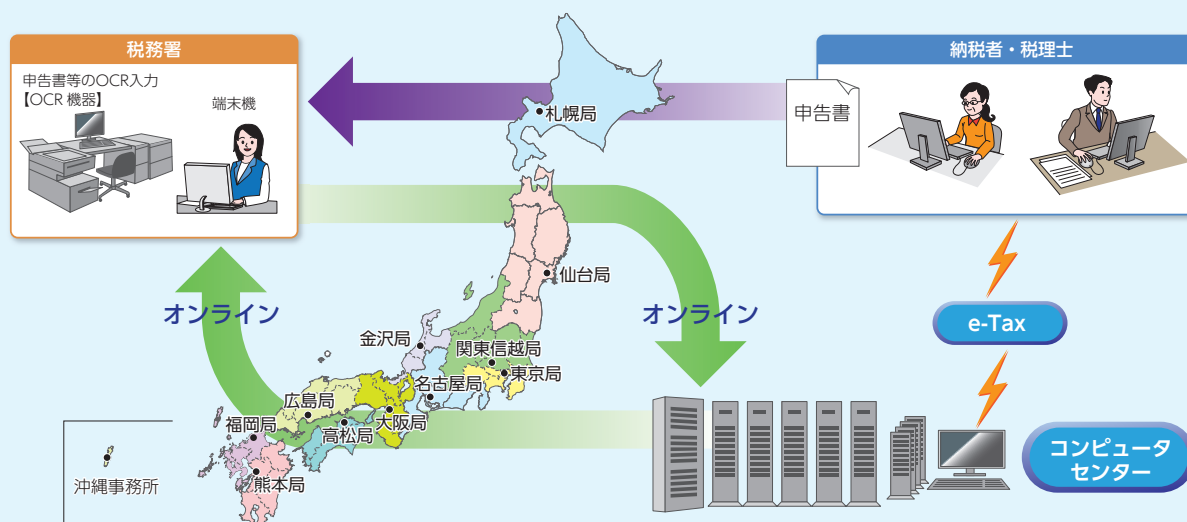
3 「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」とは、保護すべき情報資産が機密性、完全性及び可用性において適切に管理された状態であることを維持するために必要な計画、運用、見直し及び改善を実施するための組織的取組のことです。

4 「ISO/IEC27001」とは、国際標準化機構(International Organization for Standardization)の策定する標準化規格の1つです。情報セキュリティマネジメントシステムのグローバルスタンダードであり、2005年10月に国際規格として標準化されました。また、「JISQ27001」とは、ISO/IEC 27001に対応して、2006年5月に発行された国内規格です。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

国税総合管理 (KSK) システム

KSKシステムは、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムです。



情報の厳正な管理

国税庁は、個人の所得情報など、様々な情報を保有していますが、個人情報をはじめ納税者の情報は厳格に管理する必要があり、それらの情報が簡単に漏れるようでは、納税者からの協力は期待できなくなり、円滑な調査・徴収に支障が生じかねません。

このため、税務職員が税務調査などで知った秘密を漏らした場合には、国家公務員法上の刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)よりも重い税法上の刑事罰(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)が科されることとなっています。

職員に対しては、定期的に情報セキュリティに関する研修を行っているほか、調査などに際し、質問する場所についても、プライバシーに配慮し、店舗先や玄関先はなるべく避けるようにしています。

また、国税庁は特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)などを取り扱うことから、マイナンバー法などの関係法令の趣旨を踏まえ、行政文書の管理状況を定期的に点検するなどにより、国税庁の保有する納税者情報を厳正に管理するよう努めています。

7 適正な源泉徴収制度の運営

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、年末調整説明会の開催や各種手引・パンフレットの配布等により、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

8 改正消費税法への対応

(1) 消費税の軽減税率制度

～ 軽減税率制度の周知・広報の実施 ～

イ 軽減税率制度の概要

消費税の「軽減税率制度」は、消費税率の引上げに伴い、低所得者に配慮する観点から、令和元年10月1日から実施されます。

■ 税率及び対象品目

消費税率等	標準税率は10%(消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) 軽減税率は8%(消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)
軽減税率対象品目	①酒類・外食を除く飲食料品 ②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

■ 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲

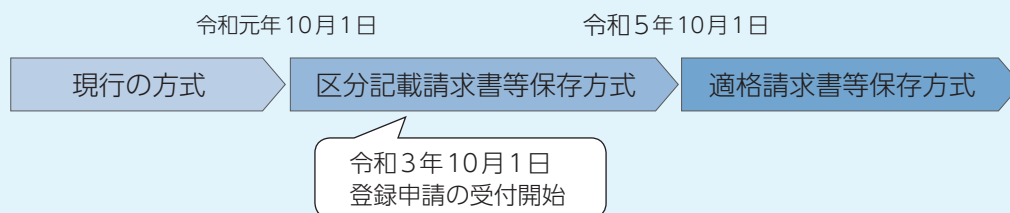


Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

□ 帳簿及び請求書等の記載と保存

- (イ) 軽減税率の対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理(区分経理)を行っていただくこととなります。
- (ロ) 仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等(「区分記載請求書等」といいます。)の保存が要件となります(区分記載請求書等保存方式)。
- (ハ) 令和5年10月からは、適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書」¹などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります(適格請求書等保存方式)。

■ 仕入税額控除の方式の変更スケジュール



■ 帳簿及び請求書等の記載事項

記載項目		適用期間	～令和元年 9月30日	令和元年 10月1日～	令和5年 10月1日～
請求書等	・請求書発行者の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引金額 ・請求書受領者の氏名または名称		請求書等保存方式 (現行の方式)	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等 保存方式
	・軽減税率の対象品目である旨 ・税率ごとに合計した税込対価の額				
	・登録番号 ・税率ごとの消費税額及び適用税率				
帳簿	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引金額		請求書等保存方式 (現行の方式)	区分記載請求書等 保存方式	適格請求書等 保存方式
	・軽減税率の対象品目である旨				

¹ 「適格請求書」を発行できる事業者は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者(適格請求書発行事業者)のみです。登録申請の受付は、令和3年10月1日からとなります。

ハ 軽減税率制度の周知・広報

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となりますが、このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。

国税庁では、事業者の方が消費税の軽減税率制度を十分理解していただけるよう、関係府省庁、関係民間団体等との連絡・協調を密にしながら、以下のような制度の広報や相談への対応に取り組んでいます。

- 軽減税率の適用対象品目などについて、具体的な事例に基づいて解説したQ&Aを公表・改定
- 全国各地で事業者向けの軽減税率制度説明会を開催
- 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）を開設
専用ダイヤル **0120-205-553**
【受付時間】 9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除きます。）
- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での軽減税率制度に関する相談への対応
- 国税庁ホームページに軽減税率制度の特集ページを開設
※国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)をご覧ください。
- 国税庁ホームページに軽減税率制度の概要を説明した動画を公開（Web-TAX-TV）

(2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組

～ 消費税の転嫁に関する相談への対応や酒類業者に対する指導などの実施 ～

消費税転嫁対策特別措置法（以下「特措法」といいます。）では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁を拒否する行為や消費税の転嫁を阻害する表示が禁止されているほか、総額表示義務の特例が設けられています。

そのため、国税庁においては、次のような取組により消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に努めています。

- 総額表示義務の特例の適用要件である誤認防止措置の具体例をまとめた事例集の公表
- 各税務署の「改正消費税相談コーナー」での価格表示（総額表示義務の特例）、消費税の転嫁に関する相談への対応
- 酒類業の所管官庁として、酒類業者に対する指導など
 - ・ 特措法の規定に違反する行為等の防止・是正について必要な指導や助言
 - ・ 転嫁拒否等の行為又は消費税は転嫁していない旨の表示等を行っている場合における、速やかな調査の実施

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

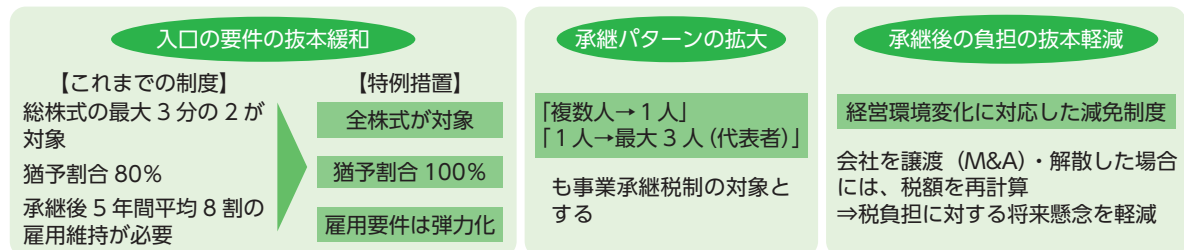
コラム4 新しい事業承継税制への対応

1 改正の概要

事業承継税制は、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から贈与又は相続により取得した場合には、一定の条件の下、贈与税又は相続税の納税が猶予される制度です。

平成30年度税制改正では、中小企業の経営者の高齢化が進展^(参考)する中で、集中的な代替わりを促すため、10年間の特例措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の最大3分の2まで)の撤廃や、納税猶予割合の引上げ(80%から100%)等がされた特例措置が創設されました。

【平成30年度税制改正の概要】

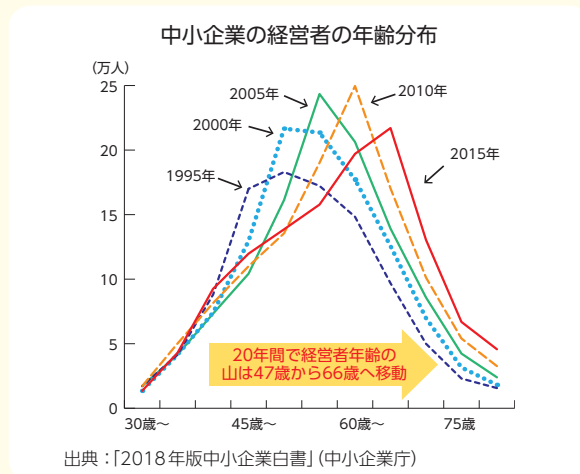


(出典) 財務省パンフレット「平成30年度税制改正」を加工して作成

(参考) 中小企業の経営者の高齢化

2018年の中小企業白書によると、経営者の高齢化が進展しており(右のグラフ参照)、今後10年間に平均引退年齢70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人に達する見込みで、このうち約半数の127万が後継者未定と考えられています。

この中には優れた経営資源を有する中小企業・小規模事業者が含まれており、そうした企業の世代交代を進めることは、単なる企業の後継ぎ問題ではなく、我が国経済にとって「待ったなしの課題」として対応が必要なものと捉えるべきであるとされています。



2 主な取組事項

事業承継税制は、上記(参考)のとおり、中小企業の経営者の高齢化が進展する中で社会的関心が高まっていることから、その改正内容のほか、制度の仕組みや申告手続について、納税者が正しく理解して申告・納付ができるよう、周知・広報などの各種の施策に取り組んでいます。

(1) 国税庁ホームページの充実

国税庁ホームページに事業承継税制の関連情報を集約した「事業承継税制特集」を開設しました。

具体的には、事業承継税制についてわかりやすく解説したパンフレットや質疑応答事例など納税者の参考となる情報を掲載しています。

(2) 各種説明会・研修会への講師派遣

事業承継税制について、国税局・税務署では、関係民間団体等が開催する説明会・研修会への講師派遣の依頼に積極的に対応しています。

新しい事業承継税制が施行された平成30年4月から12月までの間に、国税局、税務署から、400回以上の講師派遣を行っています。

コラム5 国際観光旅客税

1 制度の概要

平成30年度税制改正により「国際観光旅客税法」が創設され、平成31年1月7日から施行されています。

本税は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保する観点から、出国1回につき1,000円の負担を求めるもので、その税収は、①ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備、②我が国の多様な魅力に関する情報の入手の容易化及び③地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に充当されます。

納税義務者は、航空機又は船舶により日本から出国する方（旅客）で、原則として、国際旅客運送事業を営む航空公司又は船舶会社による特別徴収方式により徴収・納付されますが、プライベートジェット等による出国の場合は、旅客自らが納付する必要があります。

2 主な取組

(1) 周知・広報の実施

旅客及び特別徴収義務者となる事業者の方が制度の仕組みや手続について正しく理解できるよう、国税庁ホームページに国際観光旅客税に関する法令解釈通達、Q&Aやリーフレットを掲載したほか、関係省庁や事業者団体などと協力して事業者向け説明会を実施するなど周知・広報に努めてきました。

(2) 相談体制の整備

一般的な相談については電話相談センターで受け付けていますが、特別徴収義務者となる事業者の方からの個別相談については、東京及び大阪国税局消費税課に集約して対応しています。

Ⅱ 納税者サービスの充実と行政効率化のための取組

9 関係民間団体との協調

～ 関係民間団体の協力によって、税に関する情報を納税者に提供 ～

国税庁では、税に関する情報が納税者の皆様に分かりやすく的確に伝わるよう、関係民間団体の協力を得て、各種説明会等をはじめとした様々な取組を通じて、積極的な周知・広報に取り組んでいます。

また、関係民間団体においては、e-Taxの一層の普及・定着に向けた取組や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の定着のための周知・広報への取組、「税を考える週間」における各種行事の共同開催を推進するなど、各団体間の連携・協調の強化を図っています。

このように、関係民間団体は、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために大きな役割を果たしています。

青色申告会

青色申告会は、「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的として、個人事業者の青色申告者を中心に結成された団体です。全国に約1,800の会があり、会員数は約59万人です（平成31年4月）。各青色申告会では、記帳指導、研修会などの開催や青色申告の普及など幅広い活動を行っています。詳しくは、一般社団法人全国青色申告会総連合のホームページ（<http://www.zenairobr.jp>）をご覧ください。

法人会

法人会は、「税知識の普及や、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与」することを目的として結成された団体です。全国に法人会が481会あり、会員数は約77万社です（平成30年12月）。各法人会では、租税教育・税の啓発活動、税と経営の研修などを行っているほか、国税庁後援事業である『自主点検チェックシート』を活用した企業の税務コンプライアンス向上のための取組』及び「税に関する絵はがきコンクール」を行っています。詳しくは、公益財団法人全国法人会総連合のホームページ（<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>）をご覧ください。

間税会

間税会は、「間接税についての知識を習得し、自主的な申告納税体制の確立を通して、円滑な税務運営に協力」することを目的として結成された団体です。全国に516団体があり、会員数は約9万2千人者です（平成30年4月）。各間税会では、消費税に関する税知識の普及、消費税完納運動の推進及び「税の標語」（国税庁後援）の募集などの活動を行っているほか、税制や税の執行の改善のための提言を行っています。詳しくは、全国間税会総連合会のホームページ（<http://www.kanzeikai.jp>）をご覧ください。

納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、「納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付」を目的として組織された団体です。納税貯蓄組合法に基づき設立され、約2万3,600組合があります（平成29年3月）。各納税貯蓄組合では、期限内完納を推進するための取組や中学生の「税についての作文」（国税庁共催）の募集などの活動を行っています。詳しくは、全国納税貯蓄組合連合会のホームページ（<http://www.zennoren.jp>）をご覧ください。

納税協会

納税協会は、「税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り企業及び地域社会の発展に貢献」することを目的として、大阪国税局の各税務署管内に設立された団体です。公益社団法人である83の納税協会があり、会員数は約14万人社です（平成31年3月）。各納税協会では、各種説明会、広報活動及び租税教育への取組など公益性の高い活動を行っています。詳しくは、納税協会のホームページ（<http://www.nouzeikyokai.or.jp>）をご覧ください。